



2022年2月8日

各位

会社名 ホッカンホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 孝資
(コード：5902、東証第1部、札証)
問合せ先 取締役執行役員 武田 卓也
(TEL. 03-3213-5111)

従業員向けインセンティブ・プラン及び従業員持株会信託型E S O Pの導入に伴う 第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員向けインセンティブ・プラン及び従業員持株会信託型E S O Pとして自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2022年3月1日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 225,600株
(3) 処分価額	1株につき1,418円
(4) 処分総額	319,900,800円
(5) 処分子定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年11月8日付取締役会において、当社グループ従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員のエンゲージメントを高め、経営参画意識を持たせ、当社業績や株価上昇への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「従業員向け株式交付信託」（当該制度導入のために設定される信託も以下「従業員向け株式交付信託」といいます。）の導入を決議しております。また、福利厚生の一環として、当社グループの従業員持株会を活性化して当社グループ従業員の安定的な財産形成を促進するとともに、当社グループ従業員のエンゲージメントを高め、経営参画意識を持たせ、当社業績や株価向上への意識を高めることにより、当社の中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「従業員持株会信託型E S O P」（当該制度のために設定される信託を以下「持株会信託」といいます。）の導入を決議しております。

従業員向け株式交付信託及び従業員持株会信託型E S O Pの概要につきましては、2021年11月8日

付「従業員向け株式交付信託の導入に関するお知らせ」及び「従業員持株会信託型E S O Pの導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、従業員向け株式交付信託及び持株会信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、従業員向け株式交付信託については、当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中の従業員の職位、資格及び構成の推移等を勘案のうえ、従業員に交付すると見込まれる株式数に相当するものであります。また、持株会信託については、現在の「ホッカンホールディングス従業員持株会」（以下「持株会」といいます。）の年間買付実績（直近の月例買付、賞与買付及び配当再投資の実績金額を基準に年次換算した金額）をもとに算出した金額に基づき、持株会が信託契約後約5年間にわたり買い付ける予定の金額を処分価格で除した株式数であります。これら希薄化の規模は、2021年9月末日現在の発行済株式総数13,469,387株に対し、1.67%（2021年9月末日現在の総議決権個数123,688個に対する割合1.82%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。当社としましては、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による当社グループ従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことに繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）従業員向け株式交付信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託契約日	2022年3月1日
信託の期間	2022年3月1日～2027年5月末日（予定）
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

（ご参考）持株会信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	持株会の会員のうち受益者要件を充足する者
信託の種類	金銭信託（他益信託）
信託契約日	2022年3月1日
信託の期間	2022年3月1日～2026年12月末日（予定）
信託の目的	持株会に対する安定的かつ継続的な当社株式の供給及び受益者確定手続を経て確定される受益者への信託財産の交付

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2022年2月

7日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である1,418円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間（2022年1月11日～2022年2月7日）の終値平均1,421円（円未満切捨て）からの乖離率が△0.21%、直近3ヵ月間（2021年11月8日～2022年2月7日）の終値平均1,438円（円未満切捨て）からの乖離率が△1.39%、あるいは直近6ヵ月間（2021年8月10日～2022年2月7日）の終値平均1,451円（円未満切捨て）からの乖離率が△2.27%となっております（乖離率はいずれも小数点以下第3位を四捨五入）。

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえ、合理的と考えております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員（4名、うち2名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、処分予定先に特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上